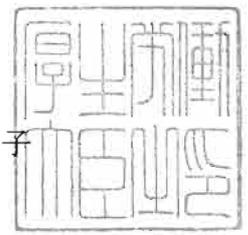


厚生労働省発食安1004第1号  
平成23年10月4日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

次に掲げるものについて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、添加物の規格基準を設定するとともに、同項の食品の規格として、食品中の残留基準を設定すること。

アズキシストロビン





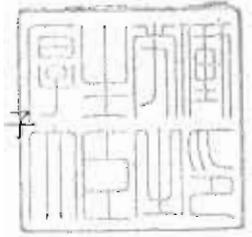
厚生労働省発食安1006第10号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アセキノシル



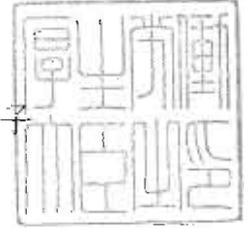
厚生労働省発食安1006第11号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アミスルブロム





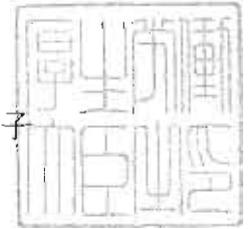
厚生労働省発食安1006第12号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アメトクトラジン



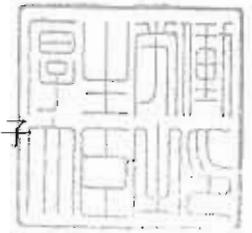
厚生労働省発食安1006第13号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

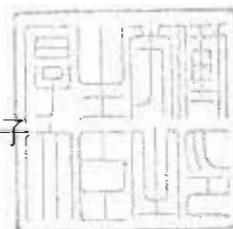
イソキサベン



厚生労働省発食安1006第14号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

イソピラザム



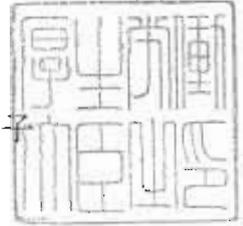
厚生労働省発食安1006第15号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

イプフェンカルバゾン



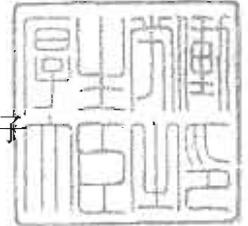
厚生労働省発食安1006第16号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

シフルメトフェン





厚生労働省発食安1006第17号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

チアクロプリド

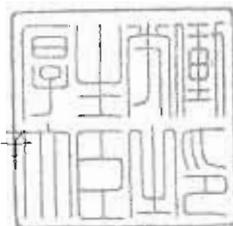




厚生労働省発食安1006第18号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

フェンブコナゾール



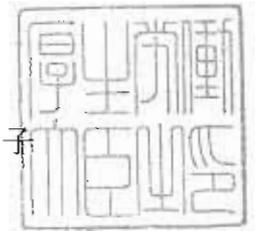
厚生労働省発食安1006第19号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ミルベメクチン



大

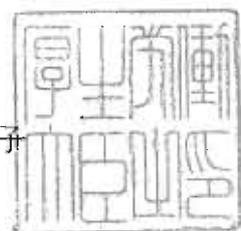
厚生労働省発食安1006第20号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アクリナトリン



大

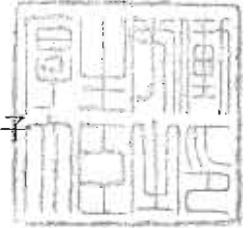
厚生労働省発食安1006第21号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

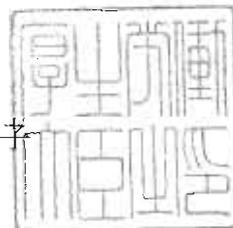
エポキシコナゾール



厚生労働省発食安1006第22号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

セトキシジム



突

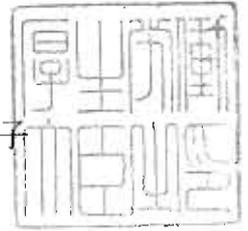
厚生労働省発食安1006第23号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

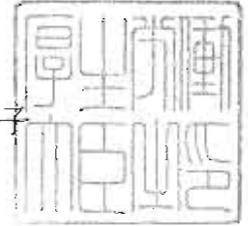
アシベンゾラル-S-メチル



厚生労働省発食安1006第24号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ジクロホップメチル



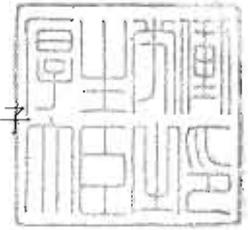
厚生労働省発食安1006第25号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

トリフロキシスルフロン

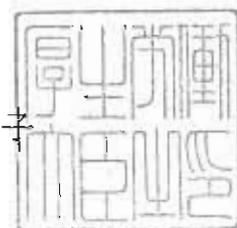


大

厚生労働省発食安1006第26号  
平成23年10月6日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

トリベヌロンメチル





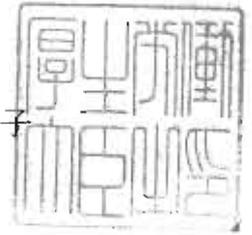
厚生労働省発食安1006第27号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ピクロラム



大

厚生労働省発食安1006第28号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

フェノキサプロップエチル



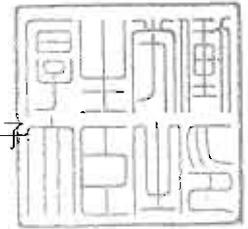
厚生労働省発食安1006第29号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ブタフェナシル



大

厚生労働省発食安1006第30号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

フルオメツロン



天

厚生労働省発食安1006第31号

平成23年10月6日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アトラジン

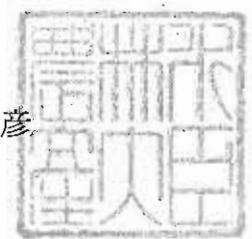




23 消安第 3547 号  
平成 23 年 10 月 11 日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

1. アトラジン
2. アルジカルブ



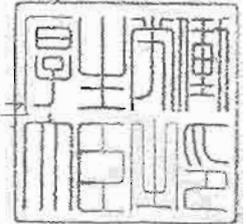
大

厚生労働省発食安1011第1号  
平成23年10月11日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統





23消安第3555号  
平成23年10月11日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統



## 食品健康影響評価の審議状況

(平成23年10月12日現在)

区分	要請件数	うち		合計	評価終了		意見 募集中	審議中
		23年度分	23年度分		23年度分	23年度分		
添加物	127	11	0	127	107	4	0	20
農薬	727	71	0	727	390	39	6	331
うちポジティブリスト関係	304	37	0	304	136	7	3	165
うち清涼飲料水	93	0	0	93	28	4	0	65
うち飼料中の残留農薬基準	18	2	0	18	2	0	0	16
動物用医薬品	299	5	0	299	269	5	2	28
うちポジティブリスト関係	72	1	0	72	46	1	1	25
化学物質・汚染物質	57	0	2	59	39	0	0	20
うち清涼飲料水	48	0	0	48	30	0	0	18
器具・容器包装	13	0	0	13	4	0	0	9
微生物・ウイルス	5	1	1	6	6	1	0	0
プリオン	12	1	2	14	20	1	0	2
かび毒・自然毒等	6	0	2	8	6	0	0	3
遺伝子組換え食品等	146	12	0	146	120	10	0	26
新開発食品	71	1	1	72	66	3	0	6
肥料・飼料等	137	3	0	137	42	4	3	92
うちポジティブリスト関係	80	0	0	80	13	1	0	67
担当専門調査会未定 <sup>(注6)</sup>	0	0	2	2	0	0	0	2
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	0	1	1	0	0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	1	0
合計	1,604	105	10	1,614	1,071	67	12	538

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。  
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。  
5 自ら評価案件「デオキシニバレンール及びニバレンール」について、評価終了欄には「デオキシニバレンール」、「ニバレンール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。  
6 平成22年3月18日及び平成23年3月31日にそれぞれ自ら評価案件として決定された「アルミニウム」及び「加熱時に生じるアクリルアミド」2件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。  
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
8 「放射性物質について指標値を定めること」に関して緊急時の対応として食品安全委員会に専門委員及び専門参考人を加えて検討結果を取りまとめ、放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループにおいて継続して食品健康影響評価を行う。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成23年10月12日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質18物質及び農薬65物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連)
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、オルビフロキサシン、スルファメキサゾール、セファピリン、トリメプリーム)☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆	2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 ププロフェジン<一部☆>	2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>	2
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	4
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセト☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	4
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン<一部☆>	2
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆	7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トピシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
21/1/20	厚	農薬 フラメピル<一部☆>	2
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆	4
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬/動薬 ジクロロボス及びナレド☆	2

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)	2
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	2
21/11/20	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■、まめちから大豆ペプチドしょうゆ※■	3
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆<農薬用途もあり>、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆<農薬用途もあり>、バリン☆、パントテン酸☆、ピオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆	35

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆	3
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎	2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B系統(飼料)■	1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール<一部☆>■	2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル<一部☆>■	3
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセト■	2
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン	1
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■、テブフロキン■	2
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンダゾン☆(全て飼)	4
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品・飼料)■	2
22/8/12	厚	農薬 クレソキシムメチル<一部☆>■、チフルザミド、フルチアニル■、プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカンバ<一部☆>■	10
22/8/13	農	農薬 ジカンバ(飼)<一部☆>■	2
22/9/13	厚	農薬 サフルフェナシル■、シプロジニル<一部☆>、ビキサフェン■、フェンピラザミン■、クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	11
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、ジフェノコナゾール<一部☆>■、トリフルミゾール<一部☆>、DCIP☆、エトキシスルフロソ☆、酸化フェンブタズ☆	11
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェントロチオン、フェノブカルブ	4
22/10/15	消	特定保健用食品 大人ダカラ※■	1
22/10/29	厚	添加物 trans-2-ペンテナール	1
22/11/1	厚	遺伝子組換え食品等 BRI51(pUAQ2)株を利用して生産された 6-α-グルカノトランスフェラーゼ■	1
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロソ☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ピンクログリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	15
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/12/10	厚	農薬 メタゾスルフロン■、アルドリン及びディルドリン☆、キザロホップエチル☆	3
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メブレン☆<一部(飼)>	6
22/12/10	農	肥料 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更	3
22/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■	1
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM <sub>1</sub>	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB <sub>1</sub> (飼料中)	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆、ペンディメタリン☆(全て飼)	4
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、フェンピロキシメート<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	8
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆、ゲンタマイシン☆、スピラマイシン☆、セフロキシム☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)、フルニキシム	5
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル(飼)<一部☆>	2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品・飼料)■、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品・飼料)■	4
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート	1
23/3/20	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること※	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/3/25	厚	農薬 シメコナゾール■、シラフルオフェン■、ピラフルフェンエチル■、プロピザミド■、メタフルミゾン■、レピメクチン■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロバジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	13
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン、硫酸カリウム	3
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル、イソプロパール	6
23/5/10	農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)■、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシ10%)■	2
23/5/10	厚	動物用医薬品 ラクトフェリン	1
23/6/10	厚	農薬 エスプロカルブ■、クロチアニジン■、チアメキサム■、ノバルロン■、フェリムゾン■、フルオピラム■、プロスルホカルブ■、プロピコナゾール■、ペンチオピラド■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	13
23/6/14	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株を利用して生産されたアスパルテーム■	1
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統■、ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統■	4
23/8/9	厚	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1 と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON-04032-6 を掛け合わせた品種■	1
23/9/22	厚	農薬 シエノピラフェン■、2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	14
23/10/7	厚	添加物及び農薬 アゾキシストロビン■	2
23/10/11	厚	農薬 アセキノシル■、アミスルプロム■、アマトクトラジン■、イソキサベン■、イソピラザム■、イブフェンカルバゾン■、シフルメトフェン■、チアクロプリド■、フェンブコナゾール■、ミルベメクチン■、アクリナトリン〈一部☆〉■、エポキシコナゾール〈一部☆〉■、セトキシジム〈一部☆〉、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	25

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆	2
23/10/11	厚農	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(食品・飼料)	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/7/7～8/5	肥料・飼料等 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更★	3
23/7/29～8/27	放射性物質の食品健康影響評価※★	1
23/9/8～10/7	農薬 サフルフェナシル■★	1
23/9/8～10/7	動物用医薬品 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシ10%) ■★	1
23/9/29～10/28	農薬 フラメピル<一部☆>	2
23/10/6～11/4	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン☆	2

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
23/4/7	厚	動薬 プリフィニウム☆	1
23/4/7	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノピリス MGMS)■	2
23/4/21	厚	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	1
23/4/21	厚	農薬 フェンブコナゾール■、フルオピコリド、ペノキススラム■	3
23/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品)■	1
23/4/21	消	新開発食品 リプレス※■	1
23/4/28	農	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(飼料)■	1
23/5/12	農	肥料 普通肥料に特殊肥料を配合し、造粒又は成形をしたものの公定規格の設定、特殊肥料を追加する公定規格の変更、混合汚泥複合肥料の汚泥発酵肥料の使用限量を引き上げる公定規格の変更	3
23/5/12	農	プリオン 輸入が認められる骨炭の用途に浄水ろ過材用を追加	1
23/5/12	厚	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	1
23/5/12	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
23/5/19	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■	1
23/6/2	厚	農薬 クロルピリホス、ピラクロニル■、シクラニド☆	3
23/6/9	厚	農薬 アセタミプリド■	1
23/6/9	厚	飼料添加物(抗菌性物質) アピラマイシン☆	1
23/6/16	厚	農薬 ビフェントリン■、クロラントラニプロール■、トリフロキシストロビン■、MCPA■<一部☆>#	5
23/6/23	厚	農薬 フルフェノクスロン■、メタアルデヒド■	2
23/6/30	厚	農薬 スピロメシフェン■、フルジオキシニル■、ピリダベン<一部☆>■	4
23/6/30	厚	農薬及び添加物 フルジオキシニル※	2
23/6/30	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■	2
23/6/30	厚	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ■	1
23/6/30	消	特定保健用食品 トリグリティー※■、ミドルケア粉末スティック※■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 \*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。  
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
23/7/7	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて	1
23/7/7	厚	農薬 メタラキシル及びメフェノキサム、ピリダリル	2
23/7/14	厚	農薬 アルジカルブ☆#、アルドキシカルブ☆	2
23/7/21	厚	農薬 シアゾファミド■、シエノピラフェン■、シフルフェナミド■	3
23/7/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシMON87460系統×チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統×除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統の全ての品種(食品)■、チョウ目害虫抵抗性×除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統×コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統×除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統の全ての品種(食品)■	2
23/7/28	厚	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統×チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統×除草剤グリホサート耐性×コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統の全ての品種(食品)■	1
23/8/11	厚	農薬 スピロテトラマト■、マイクロブタニル■	2
23/8/25	厚	添加物 サッカリンカルシウム	1
23/8/25	厚	農薬 アラクロール<一部☆>#、ブタクロール	3
23/8/25	厚	微生物・ウイルス 生食用食肉(牛肉)における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌	1
23/9/1	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.4株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■	1
23/9/1	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.1F株を利用して生産された塩酸L-リジン■	1
23/9/8	厚	農薬 クロルフェナピル■、テブコナゾール■、メキシフェノジド■、1-ナフタレン酢酸■	4
23/9/8	厚	動物用医薬品 アセトアミノフェン	1
23/10/6	厚	農薬 フェントエート<一部☆>#	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 \*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。  
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚農環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針